

令和3年3月5日

保護者各位

野田市児童家庭部長

通所自粛要請期間の再延長について（お願い）

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の予防対策及び通所自粛にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

市では、令和3年2月4日付「学童保育所通所自粛期間の延長について（お願い）」にて、新型コロナウイルス感染拡大防止として、通所自粛期間を緊急事態宣言の期間等を踏まえて、3月7日までとしておりました。しかしながら、千葉県を含む1都3県において緊急事態宣言の期間の延長が検討されていること、また市内の感染状況等を踏まえ、下記のとおり要請期間を4月30日までと延長し、通所自粛のお願いをすることといたします。

つきましては、感染防止のため休業している企業にお勤めの方、親族等の協力が得られる方など家庭内保育が可能な方については、家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。

1. 通所自粛要請期間

令和3年3月8日（月）から令和3年4月30日（金）まで

- ※ 通所自粛を強制するものではありません。
- ※ 市内の感染状況が改善された場合は、要請期間を前倒しする場合があります。
- ※ 厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の対象期間は、現時点では令和3年3月31日までとなっております。

2. 学童保育料について

手続期間を設け、3月11日（木）から31日（水）までの期間、感染予防のため学童保育所への通所を自粛した場合は、特例として3月分の学童保育料を免除します。なお4月分については決まり次第ご連絡いたします。

3. 通所自粛に伴う免除手続について

(1) 現在自粛をされている方【休所願いの提出は不要・電話連絡】

3月10日（水）までに各学童保育所に電話等で通所自粛延長の連絡をお願いします。

（学童指導員から確認のお電話をすることがございます）。

(2) 3月から自粛される方【休所願いの提出が必要】

3月10日（水）までに「休所願い」に必要事項を記入し各学童保育所又は児童家庭課まで提出してください。郵送の場合は3月10日迄（消印有効）に児童家庭課宛に郵送してください。

※「休所願い」は各学童保育所又は市ホームページに様式があります。

お問合せ先 児童家庭課 04-7123-1093